

奈良県社会的養育推進計画＜策定要領における計画の記載事項＞

＜注 釈＞

《法》「平成28年 児童福祉法 一部改正」(平成28年6月 法律公布)
《指》国の指針 等
《ビ》「新しい社会的養育ビジョン」(平成29年8月 新たな社会的養育の在り方に関する検討会公表)

(1)都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

・基本的考え方
・全体像
(留意点)子どもの権利保障及び家庭養育優先原則を最優先、子どもの最善の利益を優先、評価指標を把握、国は指標を取りまとめ進捗のモニタリングと評価
《法》全ての児童は、(略)適切に養育されること(略)を等しく保障される権利を有する。

全て国民は、児童(略)の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

国及び地方公共団体は、(略)児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境におい

て養育することが適当でない場合にあっては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

(2)当事者である子どもの権利擁護の取組(意見聴取・アドボカシー)

・子どもからの意見聴取や意見を酌み取る方策
・子どもの権利を代弁する方策
(留意点)施策の利用決定時子どもに十分な説明を徹底、子どもには定期的に説明することと意見聴取を実施
【指標案】権利擁護の実施状況(アンケート、聞き取り)

(3)市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

①市区町村の相談支援体制等の整備に向けた都道府県の支援・取組

・子育て世代包括支援センターの普及、市区町村子ども家庭総合センターの普及、市区町村の支援メニュー(ショートステイ、トワイライトステイ事業等)の充実、母子生活支援施設の活用
・人材育成支援策に関する計画
(留意点)市町村の地域資源

を把握し県の支援取組を記載

②児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

・機能強化の計画
・設置に向けた計画
【指標案】市町村事業の実施数

(4)各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

・年齢区分別(3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降)に算出
・代替養育を必要とする子ども数に、里親等委託が必要な子どもの割合を乗じて、里親等委託が必要な子ども数を算出

(5)里親等への委託の推進に向けた取組

①フォスタリング業務の包括的な実施体制の構築

・里親に関する業務(フォスタリング業務)実施体制の構築に向けた計画
(留意点)2020年度までに各都道府県において包括的な実施体制を構築することで質の高い里親養育を実現
《指》「フォスタリング機関(里親養育包括支援機関)及びその業務に関するガイドライン」

《ビ》フォスタリング機関による質の高い里親養育体制を平成32年度にすべての都道府県で整備

②里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込み

・6年後及び11年後における里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込みを推計
(留意点)年齢区分別(3歳未満、3歳以上就学前、学童期以降)に目標を設定、県は地域の実情を踏まえ設定、個々の子どもの措置は子どもの最善の利益の観点から行われるべきで数値目標達成のために機械的に行われるべきものではない、ファミリーホームは養育者が里親登録を受けいている場合に限る
《ビ》里親委託率について、3才未満は概ね5年以内に75%を実現、就学前は概ね7年以内に75%を実現、学童期以降は概ね10年以内に50%を実現
【指標案】里親委託率、登録里親数

(6)パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

・特別養子縁組の推進・支援、養子縁組支援、そのための体制の構築に向けた計画
(留意点)特別養子縁組は有力有効な選択肢、民間斡旋機関に対する支援や連

携方策を検討

《ビ》概ね5年以内に現状の2倍の特別養子縁組成立
【指標案】児童相談所が関与する特別養子縁組成立数

(7)施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

①施設で養育が必要な子ども数の見込み

・施設で養育が必要な子ども数の見込みを推計
(留意点)保護が必要な子どもの行き場がなくなることのないよう子どもの十分な受け皿を確保

②施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

・代替養育全体の在り方に関する計画
(留意点)都道府県は随時ヒアリングを行い個々の実情を把握し適切な助言や支援を行う
《指》「乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の進め方」
《ビ》施設は、概ね10年以内を目途に、小規模化・地域分散化
【指標案】施設の入所期間別の子ども数

(8)一時保護改革に向けた取組

・体制整備(一時保護所、一時保護専用施設、委託可能な里親や施設、それぞれの確保と職員育成)
・環境整備(子どもへ権利等の説明、子どもの意見表明への配慮、第三者評価を活用するなどの自己評価や外部評価、外出制限は必要最小限とし継続する場合は定期的に検討、所有物支給品貸与品について配慮)
《指》「一時保護ガイドライン」
【指標案】平均一時保護日数

(9)社会的養護自立支援の推進に向けた取組

・社会的養護自立支援事業、就学者自立生活支援事業、自立援助ホーム、これらの事業による自立支援策の強化など実施に向けた計画
(留意点)代替養育などを経験した子どもの自立支援は行政としての責務
《ビ》概ね5年以内に里親等の代替養育機関、アフターケア機関の自立支援の機能を強化
【指標案】自立支援事業の相談数、里親や施設のフォローアップ状況

(10)児童相談所の強化等に向けた取組

①中核市・特別区の児童相談

所設置に向けた取組

・中核市・特別区に、児童相談所が設置できるよう、具体的な計画を策定
(留意点)中核市の意向や計画を踏まえる、協議の進め方や一時保護所の相互利用の方法等について留意
②都道府県(児童相談所)における人材確保・育成に向けた取組
・児童相談所の職員配置、人材の確保・育成、これらの具体的な計画を策定
【指標案】児童福祉司数、児童心理司数

(11)留意事項

・2019年度末までに、新たな計画を策定
・計画期間は、2029年度を終期
・2020から2024、2025から2029年度ごとの、各期に区分して策定
・障害児福祉計画や地域福祉計画など、関連する計画と整合が取れた計画となるよう留意
・児童相談所設置予定市が所在する県においては、連携・調整して計画を策定(市が単独で策定する場合も同様)